

2026 年 10 月 15 日

お客さま各位

碧海信用金庫

ローン契約証書（金銭消費貸借契約証書）の規定改訂のお知らせ

日頃より碧海信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

今般、碧海信用金庫では、民法 548 条の 4 の約旨にもとづき、ローン契約証書（金銭消費貸借契約証書）の規定を改訂し、改訂後の規定をホームページに掲載しますので、お知らせいたします。

なお、改訂後の規定は、改訂前からお取引いただいているお客さまにも適用されますが、改訂内容はおもに電子契約サービスの利用時に適用されます。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

記

1. 改訂する規定

ローン契約証書（金銭消費貸借契約証書）の規定

2. 対象ローン

当金庫が指定する所定の住宅ローン商品全般

3. 改訂日

令和 8 年 11 月 9 日（月）

4. 改訂内容

ローン契約証書（金銭消費貸借契約証書）の規定【新旧対照表 23-348】

改訂する 条項	旧規定	新規定	改訂内容
第 10 条 （費用の 負担）	次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。 (1) この契約に係る印紙代、その他借入に付随する費用 (2) 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用 (3) 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用 (4) 借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用	1. 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。 (1) この契約に係る印紙代（書面契約の場合）、保証会社の保証料、その他借入に付随する諸費用 (2) 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用 (3) 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用 (4) 借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用 2. 借主は、本契約にかかる電子契約手続に要する「電子契約サービス」を利用するときは、利用手数料を金庫に支払うものとし、借入要項記載の借主名義の返済用預金口座からの自動引落し	・第 1 項を明記し項建てを追加 ・印紙代について「書面契約の場合」を明記 ・「保証会社の保証料」を明記 ・「その他借入に付随する費用」を「その他借入に付随する諸費用」に変更 ・第 2 項を新設し、電子契約サービス利用時の手数料負担について規定を追加

		の方法により支払うものとします。なお、手続きについては、預金通帳および払戻請求書の提出によることなく金庫において任意の方法により支払いに充当することに同意します。	
第 23 条 (規定の変更)	1. 金庫は、この規定の各条項、借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	1. 金庫は、この規定の各条項、借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 3. 電子契約サービス利用規約の変更については、同規約の定めによるものとします。	・第 3 項を新設し、電子契約サービス利用規約の変更に関する規定を追加

なお、掲載する規定は当金庫ホームページ内「各種規定集」の融資関係規定集に掲載しますので、ご確認ください。

ホームページアドレス：<https://www.hekishin.jp/kitei/>

以 上